

一般競争入札公告

次の工事について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 16 日

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長

神里 みどり

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名

令和 8 年度公立大学法人沖縄県立看護大学消防設備改修工事

(2) 工 事 内 容

別添図面等のとおり

(2) 工 期

契約締結日の翌日から 232 日間

(4) 工 事 場 所

沖縄県立看護大学（那覇市与儀 1 丁目 24 番 1 号）

(5) その他適用のある法令制度等

最低制限価格制度

※本件入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込に係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。

2 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期 間 公告の日から令和 8 年 8 月 5 日（水）まで

(2) 場 所 公立大学法人沖縄県立看護大学ホームページ

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和 8 年 8 月 6 日（木）午前 10 時 00 分

(2) 場 所 沖縄県那覇市与儀 1 丁目 24 番 1 号

公立大学法人沖縄県立看護大学

教育管理棟 1 階大会議室

4 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ただし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第 3 条の規定に該当する者は、入札に参加できない。

ア 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程

（昭和 52 年 10 月 20 日沖縄県告示第 445 号）第 2 条の規定による事業者であり、

令和 7・8 年度沖縄県建設工事入札参加資格において「電気工事業」又は「管工事業」として登録されている者であること。

イ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であり、同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年間の範囲内で、知事が定める入札参加停止期間を経過していること。

エ 建設業法に基づく建設業の許可を受けている者であること。

オ 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

カ 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日から落札決定日までの期間において、沖縄県の指名停止措置を受けていないこと。

キ 建設業法に基づく許可を得た者で、本県に建設業法に基づく主たる営業所がある者（以下、資本関係・人的関係・設計業務受託者との関係・暴排条項・施工実績要件は原文どおり）

ク 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第 3 条 第 2 項の規定に抵触するものではない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記
(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ケ 原則として、別添の設計書に表示する設計業務等の受託者（受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(7)から(ウ)のいずれかに該当する者である。

(7) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 子会社等と親会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

コ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと

サ 下記の対象工事を平成26年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。なお、特定建設工事共同企業体（特定JV）又は経常建設共同企業体（経常JV）の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。

対象工事 国、地方公共団体その他公共的団体（国立大学法人等）が発注した当該工事と同種工事又は同一工種の施工実績がある者（新営・改修は問わない）。

シ 配置予定技術者に関する要件

本工事は、電気設備工事及び機械設備工事を伴う消火設備改修工事であるが、

その主たる工種は電気工事であるため、主任技術者又は監理技術者（以下「主任（監理）技術者」という。）は電気工事に係る資格を有する者とする。

なお、当該技術者は建設業法その他関係法令の定めに従い適切に配置するものとし、入札日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

また、機械設備工事については、管工事に係る有資格技術者を配置するなど、必要な資格を有する技術者を適切に配置すること。

(7) 主任技術者及び監理技術者の資格要件

次のa又はbのいずれかに該当する者をいう。

- a 1級電気工事施工管理技士又は消防設備士
- b これと同等以上の資格を有する者
 - 1) 技術士（電気電子部門）又は総合技術監理部門（これに係るもの）の資格を有する者
 - 2) 上記と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者（建設業法第7条第2号ハに該当する資格を有する者）
- (イ) 機械設備工事に係る技術者の配置
 - a 1級管工事施工管理技士又は消防設備士
 - b これと同等以上の資格を有する者
 - 1) 技術士（機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門）又は総合技術監理部門（これらに係るもの）の資格を有する者
 - 2) 上記と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者（建設業法第7条第2号ハに該当する資格を有する者）
- (ウ) 監理技術者として配置する場合の要件
監理技術者として配置する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - a 監理技術者資格者証を有する者
 - b 監理技術者講習修了証を有する者

5 入札保証金に関する事項

免除（公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第5条第1項第3号）

6 入札の無効に関する事項

入札説明書による

7 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加資格確認申請書」及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類の入手方法等（HPからダウンロードして下さい）
 - ア 期 間 令和8年7月16日（木）から令和8年7月31日（金）
 - イ 入手方法 公立大学法人沖縄県立看護大学 HP よりダウンロードして下さい。
- (2) 提出期間
 - ア 期 間 令和8年7月16日（木）から令和8年7月31日（金）
午前8時30分から午後5時まで （※土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
 - イ 場所 公立大学法人沖縄県立看護大学 総務課
 - ウ 提出部数 一部